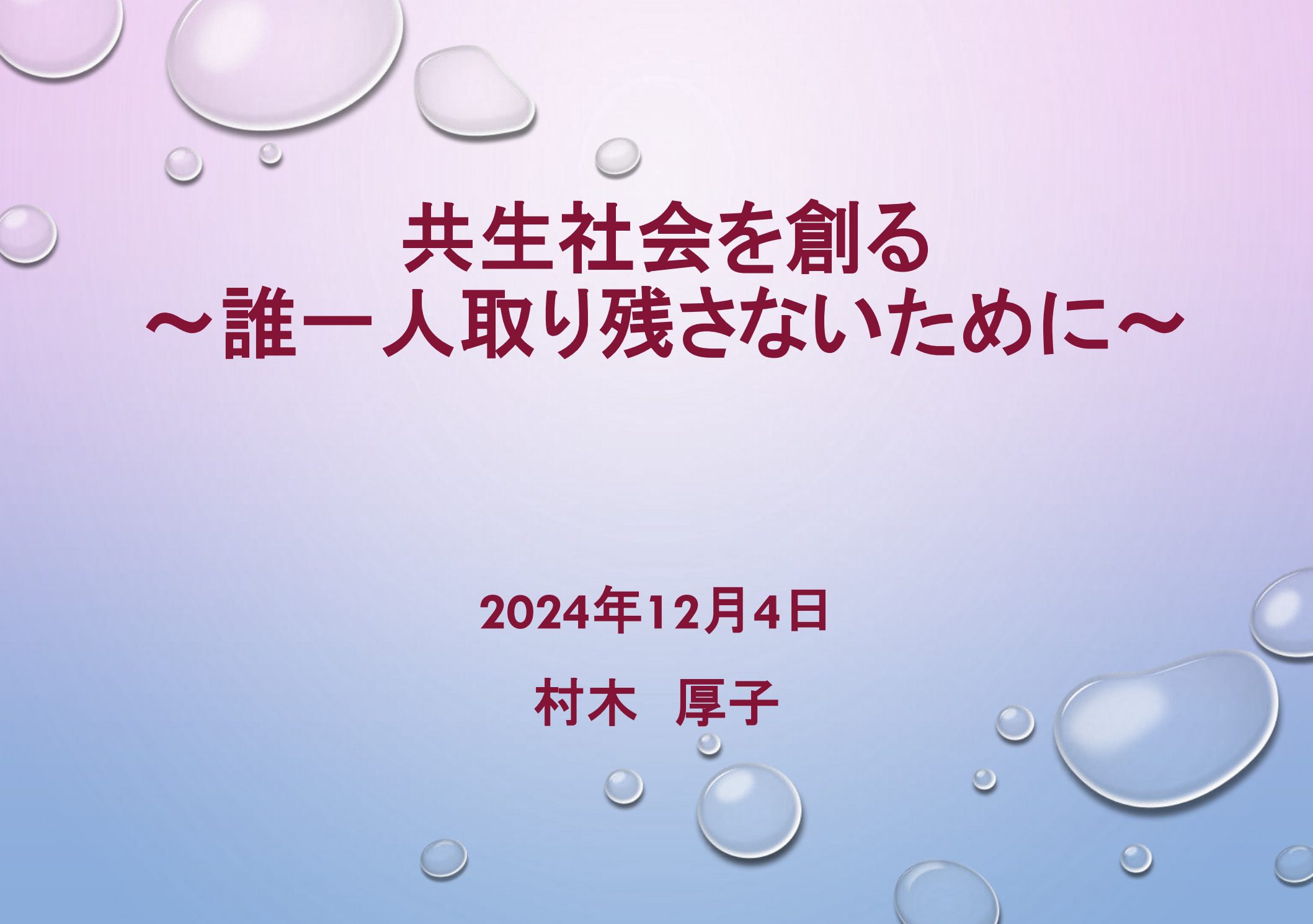


The background of the slide is a light purple-to-blue gradient. It is decorated with numerous water droplets of various sizes. Some droplets are pinkish-purple, matching the top half of the background, while others are light blue, matching the bottom half. The droplets have realistic highlights and shadows, giving them a 3D appearance.

共生社会を創る ～誰一人取り残さないために～

2024年12月4日

村木 厚子

心に残った風景

食事を運んできてくれた若い女性の姿

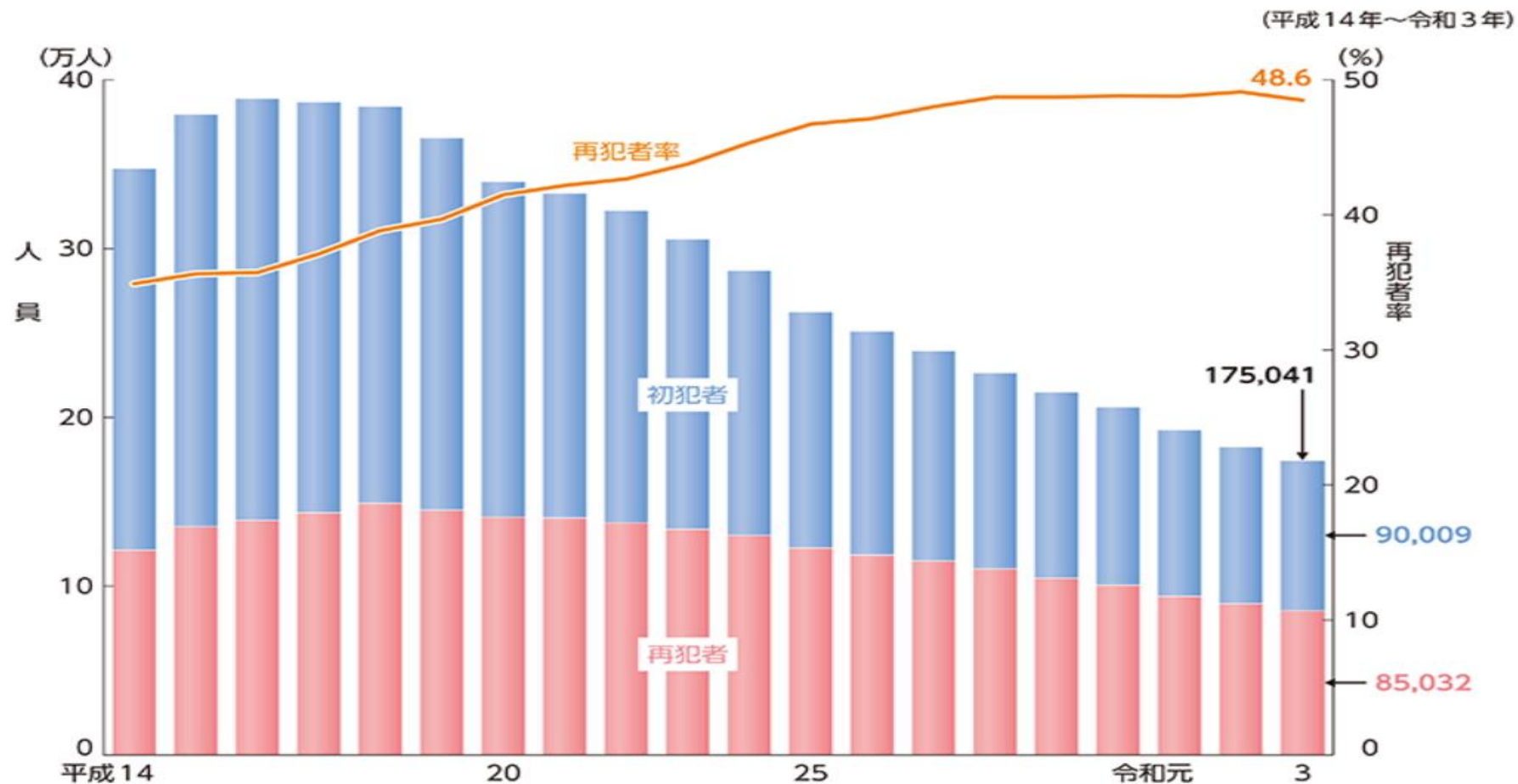
「僕たち正月前は忙しいんです」

再犯防止の重要性

(資料出所: 令和4年版犯罪白書書)

5-2-1-1 図

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

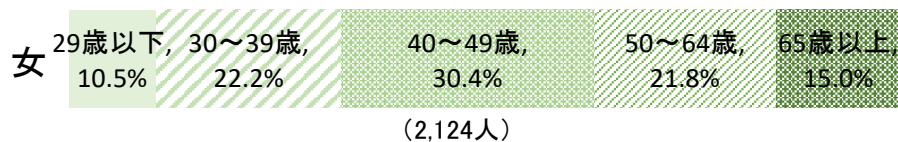
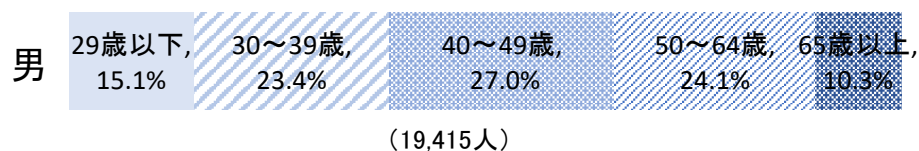
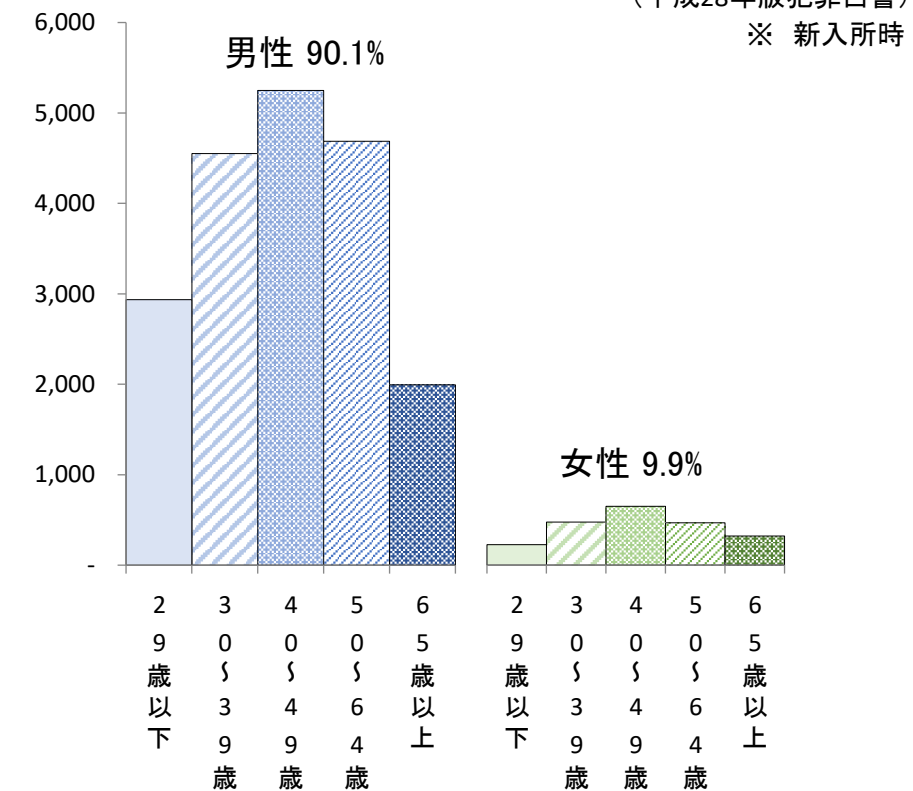
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

犯罪をした者等の年齢と性別

受刑者の年齢と性別

(平成28年版犯罪白書)

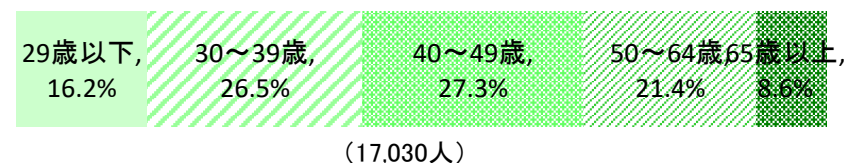
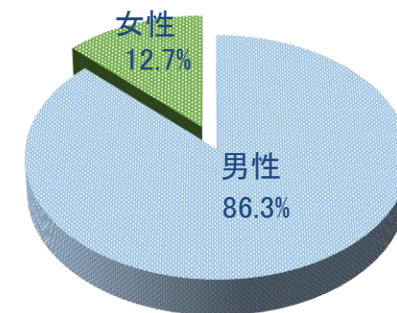
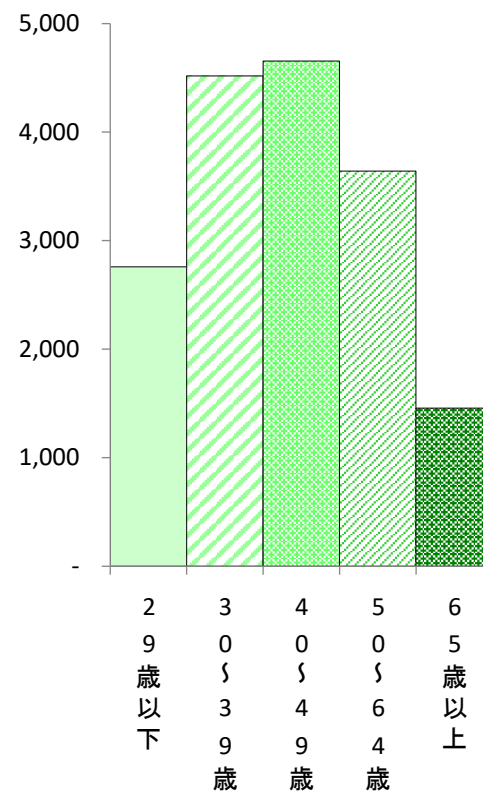
※ 新入所時



保護観察対象者(少年を除く。)の年齢と性別

(平成28年版犯罪白書)

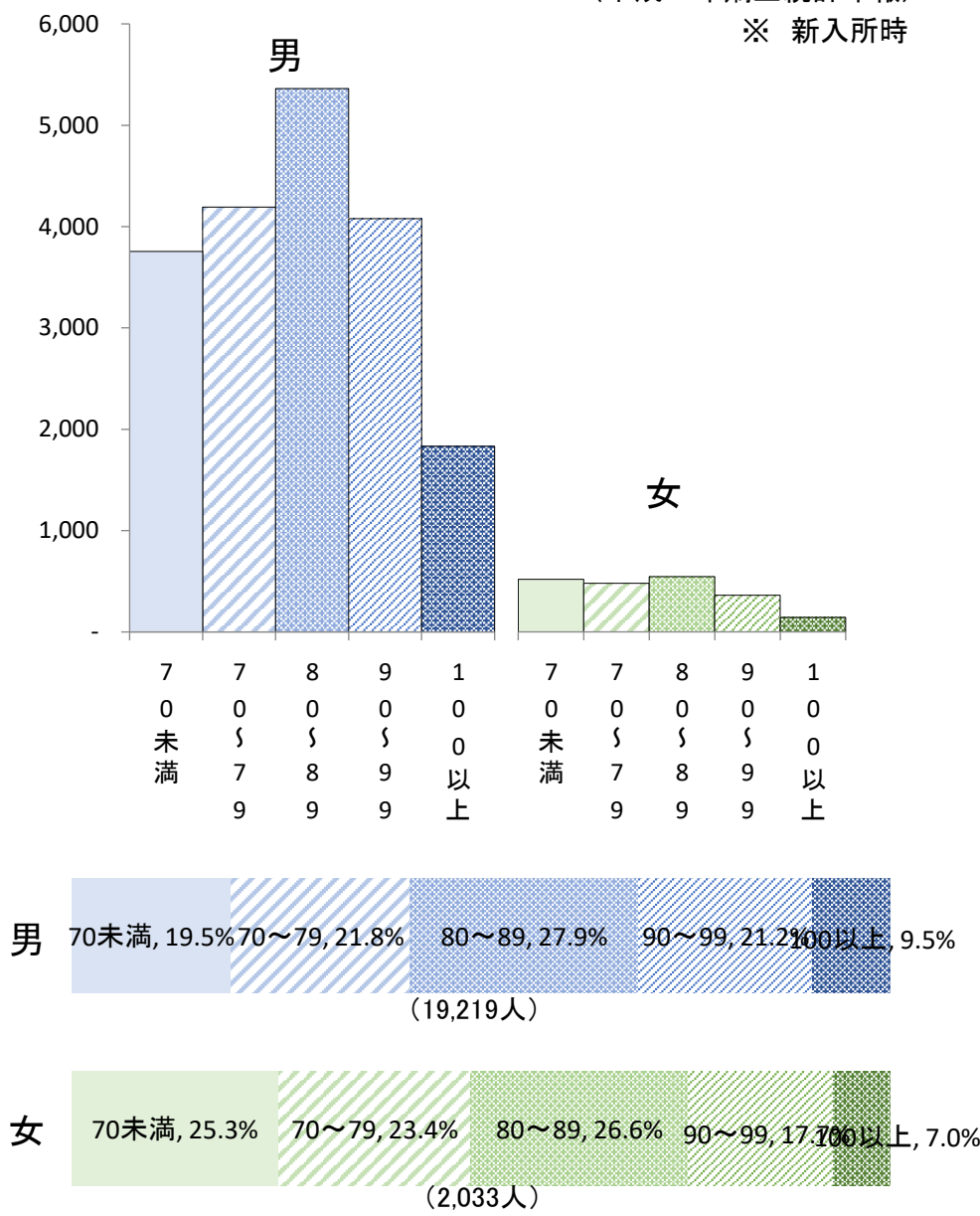
※ 保護観察開始時



犯罪をした者等の知能指数等

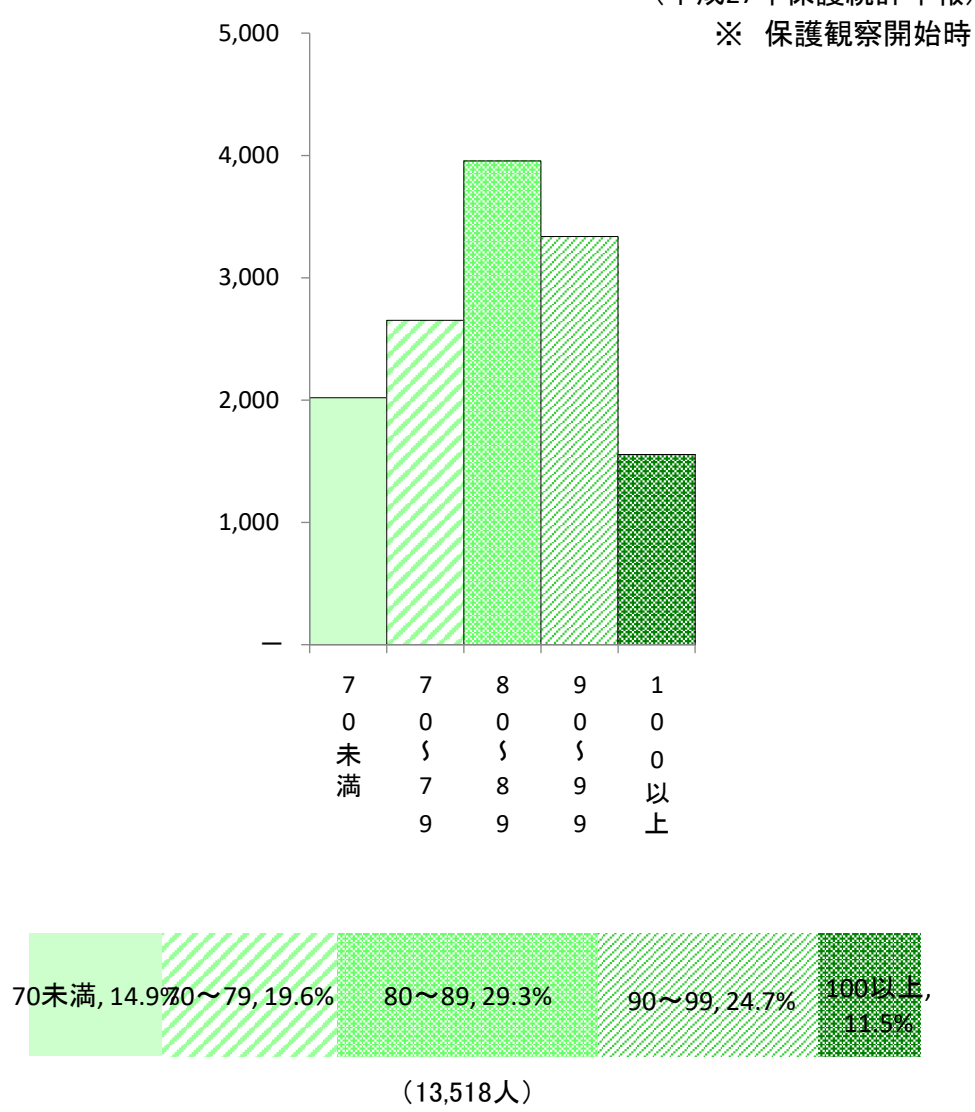
受刑者の能力検査値等

(平成27年矯正統計年報)
※ 新入所時



保護観察対象者(少年を除く。)の知能指数

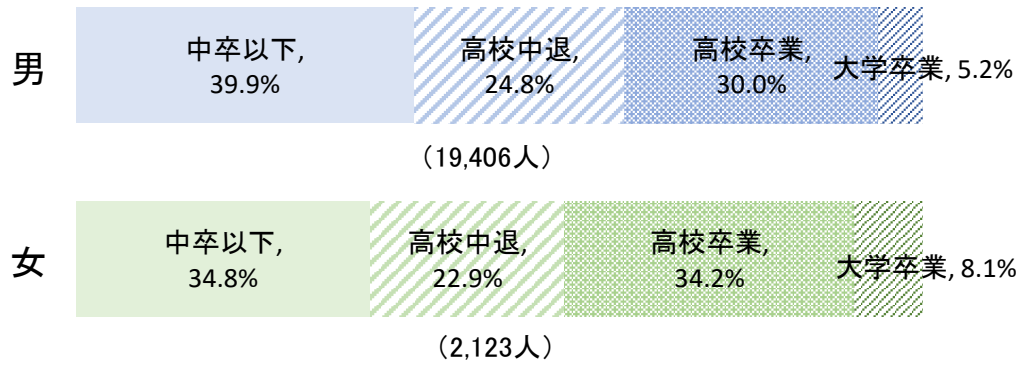
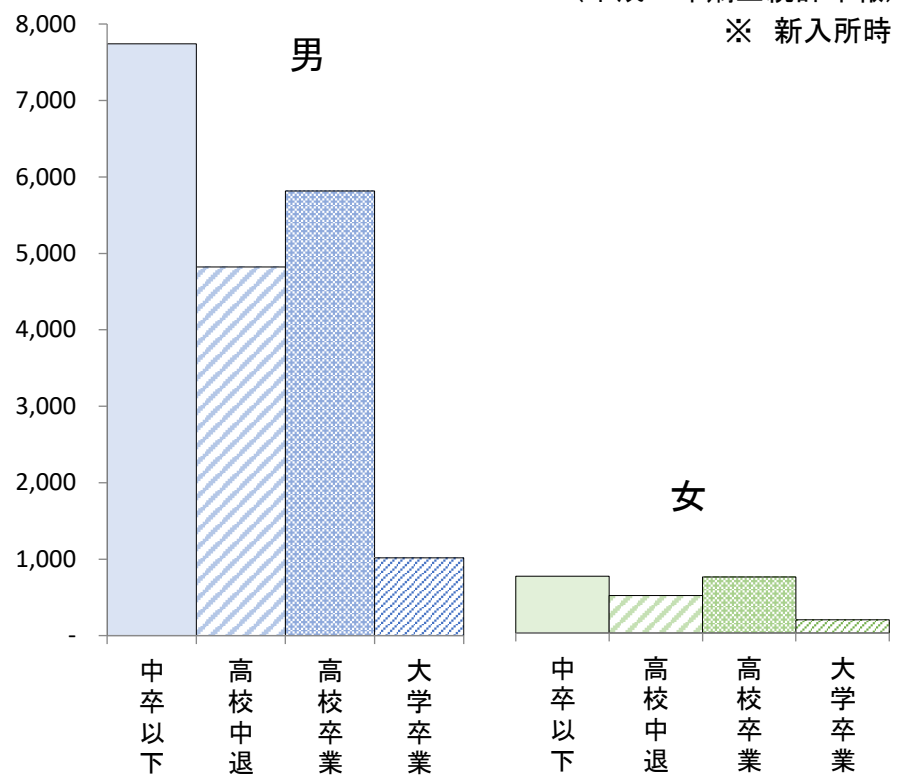
(平成27年保護統計年報)
※ 保護観察開始時



犯罪をした者等の教育程度

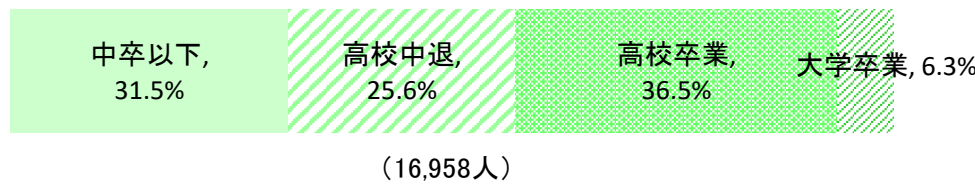
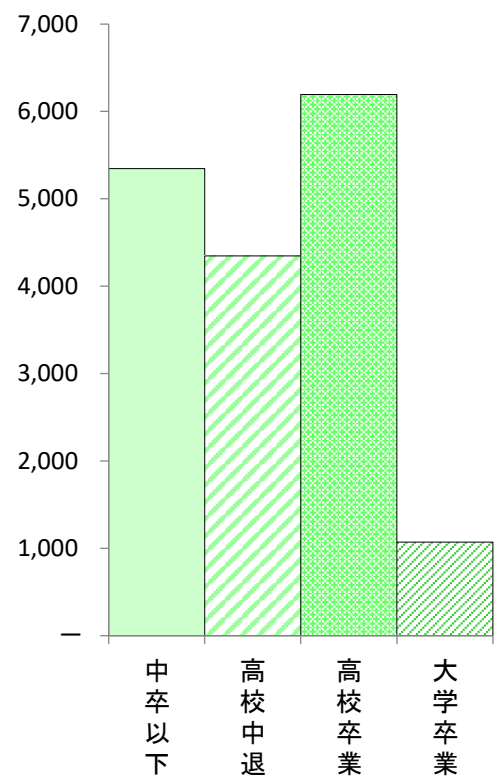
入所受刑者の教育程度

(平成27年矯正統計年報)
※ 新入所時



保護観察対象者(少年を除く。)の教育程度

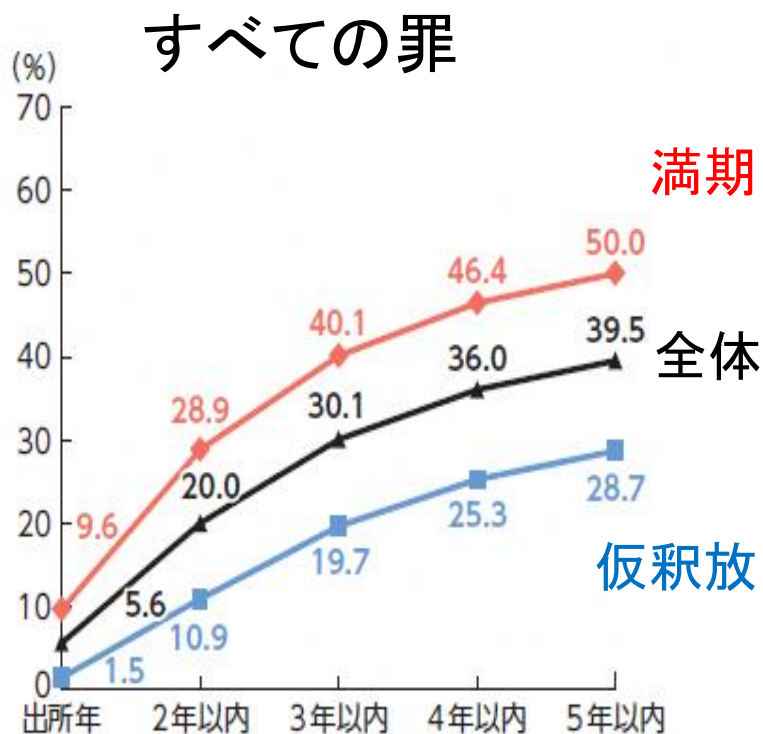
(平成27年保護統計年報)
※ 保護観察開始時



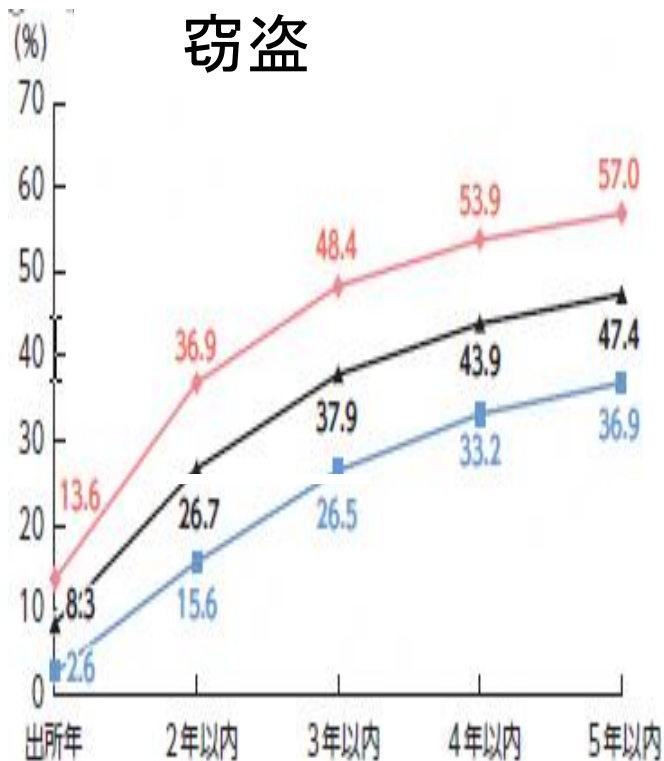
※ 高校在学は、高校中退として計上
※ 大学在学、大学中退は、高校卒業として計上

居場所と出番が必要

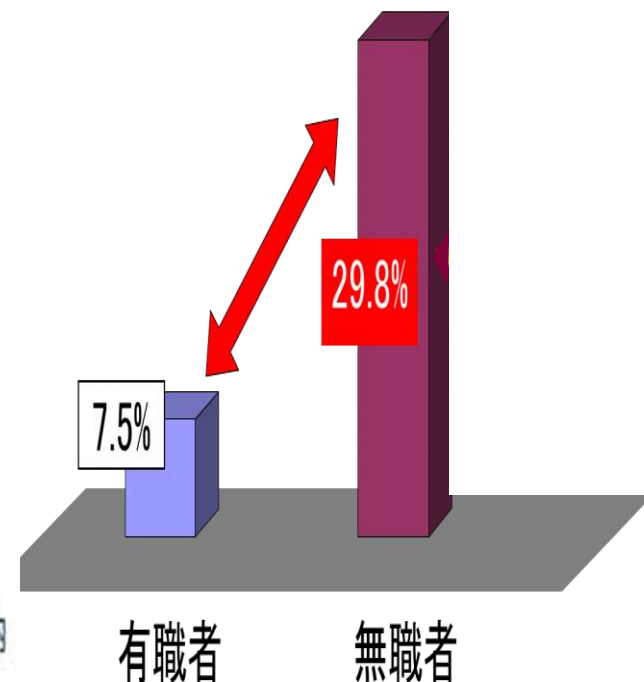
満期・仮釈放別再犯率



窃盗



職業の有無別再犯率 (5年以内)



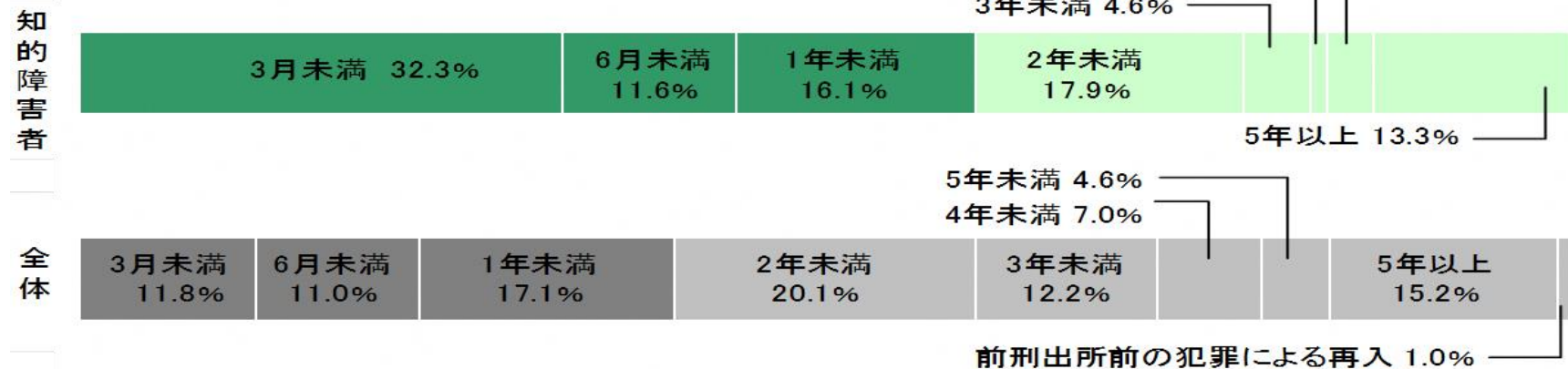
- 注: 1 どちらも刑務所出所者全体の統計で、知的障害者に限定してはいない
2 仮釈放は悔悟の情、更生の意欲等と併せて、引受人・帰住予定地等の出所後の環境が整っていることが必要

(犯罪白書等による)

負の回転ドア



再犯にいたる期間



仕事に戻って

**生活困窮者自立支援法制定の
プロセスで学んだこと**

生活困窮者の共通点

- 複数の困難が重なっている
- 社会とのつながりが切れている

「4つの基本的視点」と「3つの支援のかたち」

4つの基本的視点

○自立と尊厳

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠すべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

○つながりの再構築

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

○子ども・若者の未来

生活困窮の結果、子どもたちが深く傷つき、若者たちが自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめることがあってはならない。それはこの国の未来を開く力を大きく損なうことになる。生活支援体系は、次世代が可能なかぎり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。

○信頼による支え合い

新しい生活支援の体系は、自立を支え合う仕組みであり、社会の協力で自助を可能にする制度である。したがってここでは、まず制度に対する国民の信頼が不可欠となる。制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度についての情報を広く提供し理解を広げつつ、信頼を損なうような制度運用の実態があればこれを是正していく必要がある。

3つの支援のかたち

○包括的・個別的な支援

尊厳ある自立に向けた支援は、心身の不調、知識や技能の欠落、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様な問題群に包括的に対処すべきものである。いわゆる縦割り行政を超えて、地域において多様なサービスが連携し、できる限り一括して提供される条件が必要である。他方において、自立を困難にしている要因群は、その人ごとに異なったかたちで複合している。生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援をおこなうべきである。

○早期的・継続的な支援

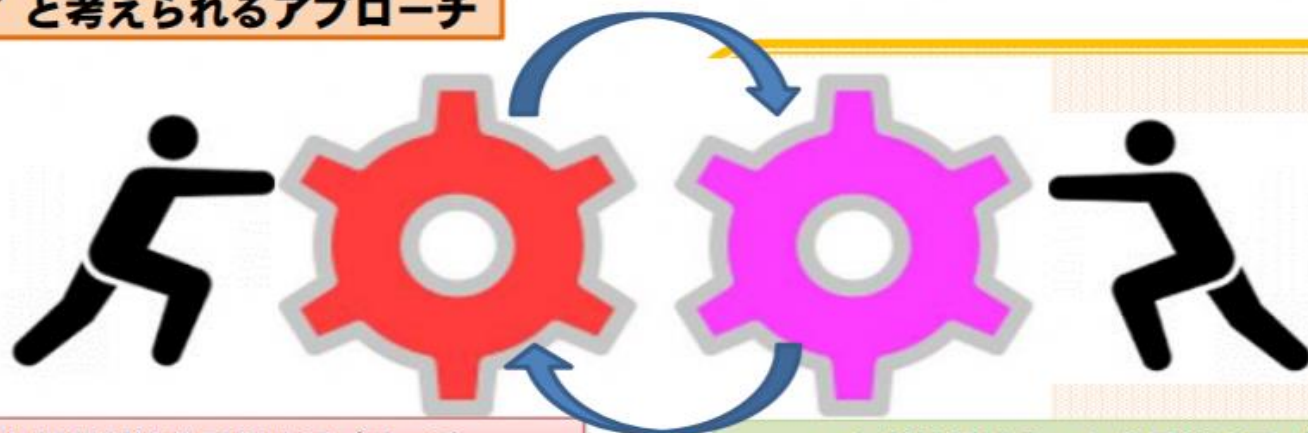
職を失うなどして生活困窮に陥り、社会とのつながりを弱めた時、できるだけ早期に対処することが支援の効果を高める。生活困窮者が、引きこもりなどで地域社会から見えにくくなったり、窓口相談にやってくる気力を失っていたりすることもふまえて、訪問型も含めた早期対応が図られることが大切である。

○分権的・創造的な支援

個々人の事情と段階に応じ、想いに寄り添った支援は、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業、民生委員・児童委員その他様々なインフォーマルな支援組織など、民間の柔軟で多様な取組が活かされ、国や自治体がこれをしっかり支えることで可能になる。すでに地域ごとに多様な民間団体が活動を展開しており、その達成は新たな生活支援体系においても継承されていくべきである。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかなでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



「自立」とは

- 「『自立』とは依存しないことではない。『自立』とはたくさんのものに少しずつ依存できるようになることである」

（東京大学の先端科学技術研究センター教授 熊谷晋一郎）

再犯の防止等の推進に関する法律

(平成28年12月14日)

目的(第1条)

この法律は、**国民の理解と協力を得つつ**、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、**国及び地方公共団体の責務を明らかにする**とともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念(第3条)

1 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

国等の責務(第4条)

- 1 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

→再犯防止推進計画の策定

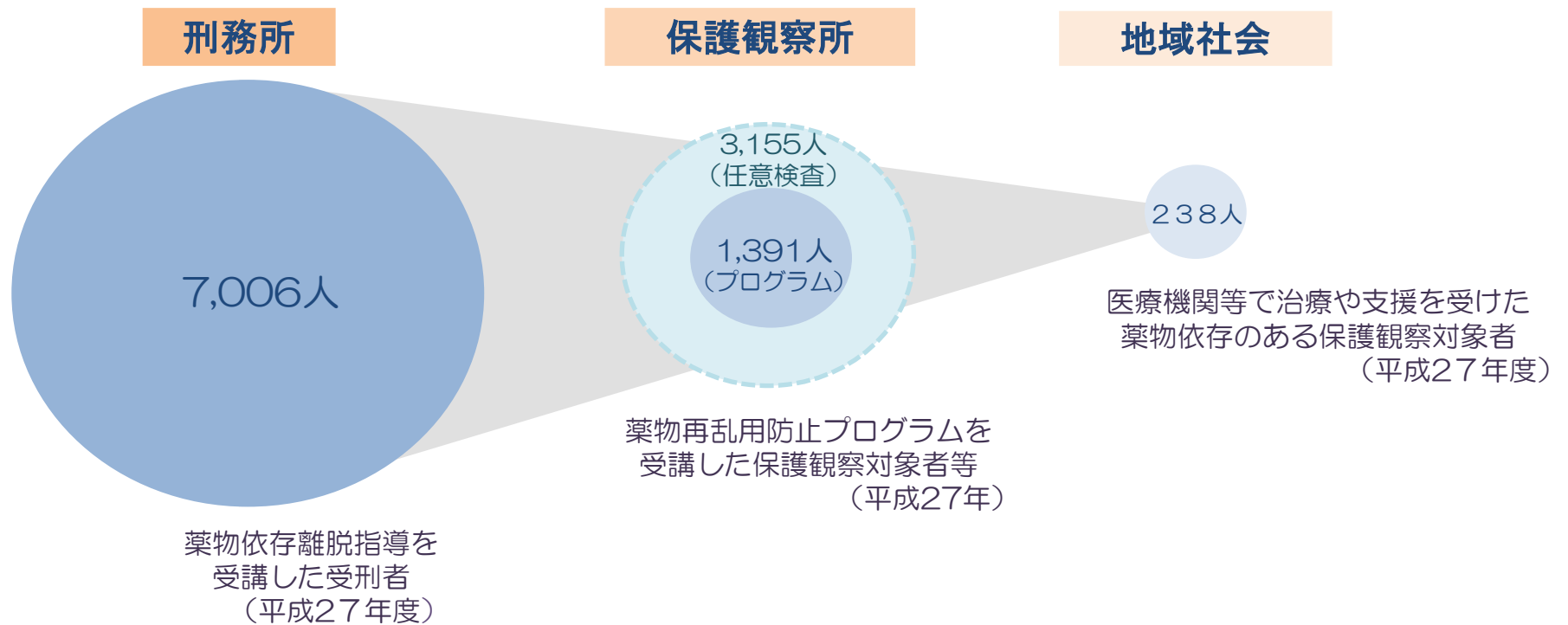
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

→国の計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定める努力義務

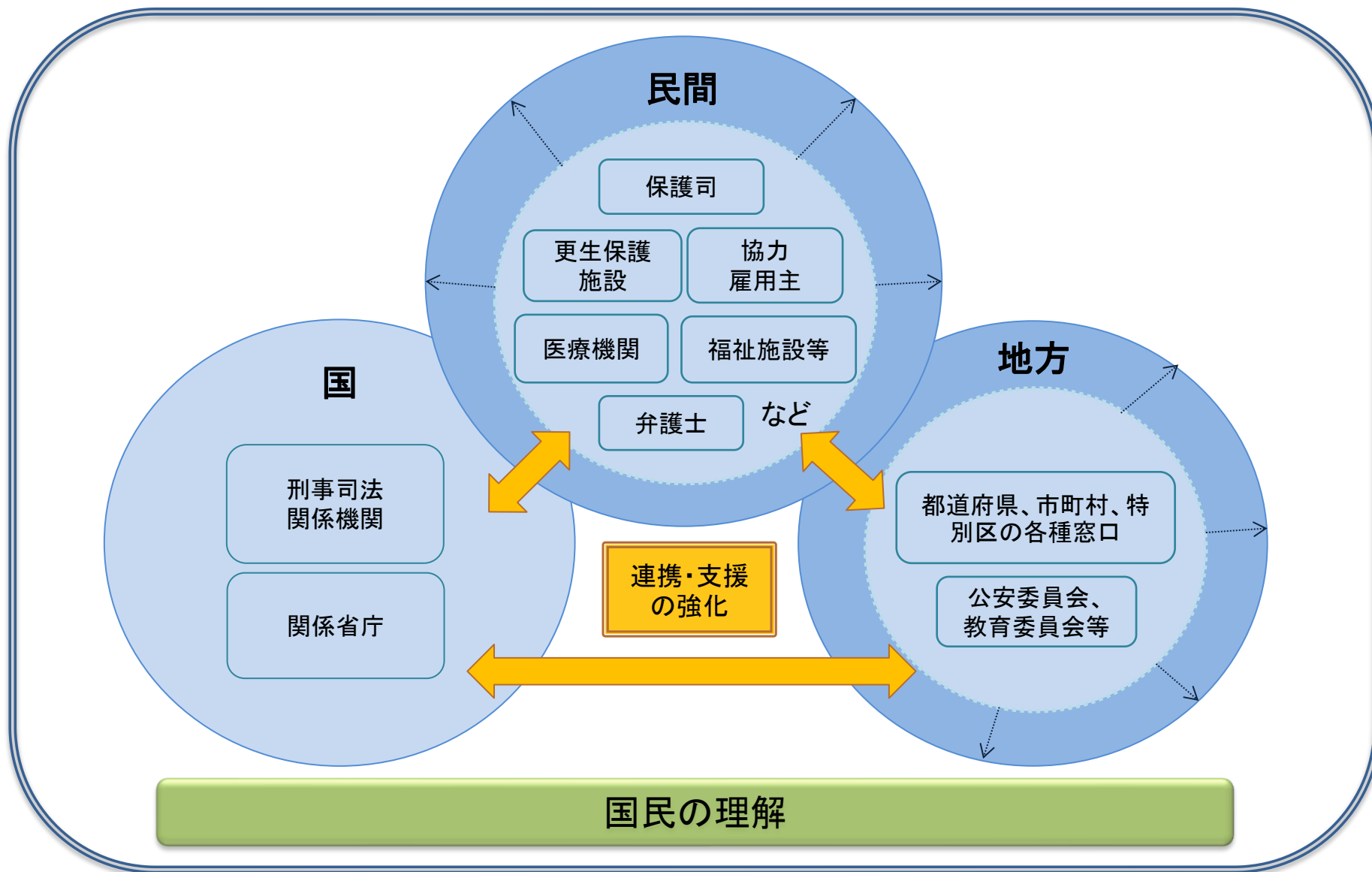
連携、情報の提供等(第5条)

- 1 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

薬物依存者の再犯を防止する上で、刑務所・保護観察所・地域社会の各段階で、
一貫した支援を行うことが課題



これまでの再犯防止施策は、民間の力を取り入れながら、国が中心となって推進してきたが、
今後は、国民の理解を土台とし、国・地方・民間とがこれまで以上に連携しながら、
総合的に施策を推進していく



そして刑法改正（平成4年6月）

「拘禁刑」の創設

刑法に定める刑のうち、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる「懲役」と刑事施設に拘置する「禁錮」を廃止し、これらに代わるものとして、「拘禁刑」を創設し、拘禁刑は、**刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができる**こととした。

刑法の改正(2022年)

法制定(1907年)以来初

現行	改正後
○懲役刑 所定の作業が義務 作業の合間に指導 ○禁固刑 作業の義務無し (全体の0.3%)	○拘禁刑 柔軟な処遇 ・刑務作業 ・学習指導 ・改善プログラム(覚醒剤、性犯罪等) ○社会復帰支援 住居、医療、就業、修学等 刑務所外での支援

犯した罪に刑罰を与える

刑罰を与え、改善更生(社会復帰)を支援

拘置所の暮らし

よかったこと 疑問だったこと

- 規則的なくらし
- 完璧な栄養
- 適度な運動？
- 三食昼寝付き
- 懲罰？

刑務所の中と外がつながると

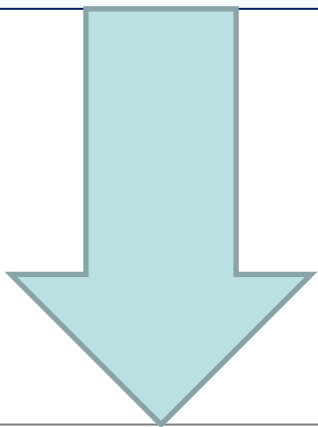
甲府刑務所の見学

ロサンゼルスでは

私にできることを始めてみた

共生社会を創る愛の基金（趣旨）

コミュニケーション障害による不十分な取り調べや裁判
刑務所の新規受刑者の1/4に知的障害の可能性
社会に受け入れられず犯罪を繰り返す障害者や少年、高齢者



こうしたある意味で極限の分野にこそ、社会的な弱者にとっての「生きにくさ」が集約している。

こうした人たちにとっての適正な刑事司法プロセスを保障し社会復帰を進める仕組みを研究・提言するとともに、そうした仕組みを実際に機能させるための活動を支援するための基金を設立する

基金の事業

調査研究事業

- トラブルシューターの育成
- 女子刑務所の実状の調査研究、提言
- 新たな法制度の検討

広報・啓発事業

- シンポジウムの開催

助成事業

- 地域中核団体助成(3団体 限度額100万円)
- 草の根団体助成(10団体 限度額20万円)

助成金を使った草の根の活動例（予防）

- 企業の立場から、理解の促進と再就職支援
（障害者雇用企業の団体）
- 弁護士とTSをペアで派遣。施設・学校への出前講習
（東京TSネット）
- 司法関係者と福祉関係者の学びあいネットワーク
（地域のネットワーク）
- 警察署・交番訪問、警察官研修等を通じた理解促進
（育成会）
- 特別支援学校卒業生や施設職員向けリーフレット
（親の会、地域のネットワーク）
- 全国の特別支援学校の教員、保護者等のネット
（PandA-J学校部会）

助成金を使った草の根活動例（社会復帰支援等）

- 少年院や刑務所出所者のピア支援
（セカンドチャンス、配りの会等）
 - 矯正施設入所者との文通
（マザーハウス）
 - 薬物依存症の出所者の支援
（DARC）
 - 更生保護施設におけるパソコン教室
（更生保護施設）
-
- 医療観察法による連携支援のための研修会
 - 医療観察法対象者の家族の支援

若草プロジェクトの活動



Little Women Project
若草プロジェクト

とりわけ少女たちが危ない

SNSを使った誘拐や性被害
援助交際、家出、神待ち、泊め男
JKビジネス、AV被害、クスリ
デートDV、#MeToo

社会の見方

モラルの低下？自己責任？注意の欠如？

どうもそうじゃない！

背後に様々な生きづらさがある（虐待、貧困、いじめ、孤立・・・）

とりわけ性被害（性暴力、性虐待、性搾取）の影響が深刻

若草プロジェクトの活動

間接支援
(支援現場の支援)

直接支援

つなぐ

生きづらさを抱えた少女や若い女性
たちと支援者をつなぎ、支援者と支
援者、支援の現場と企業や社会をつ
なぎます

- ・LINE相談の実施
- ・若草ハウスの運営
- ・まちなか保健室

- ・企業と支援の現場を結ぶ活動
- ・若草メディカルサポート基金
- ・TsunAが〜る

まなぶ

少女や若い女性たちの現状を理
解し、支援の方法を学ぶため、連
続研修会を実施します。また、支
援者のためのマニュアルを発行し
ています。

- ・「女の子たちの今」を知り「信頼さ
れる大人」になるための連続講座
- ・少女 若年女性を支援する人の
ためのハンドブック
- ・若草チャンネル

ひろめる

少女や若い女性たちの問題の深
刻さを社会に広く訴えます。

- ・シンポジウムの開催
- ・広報活動

若草プロジェクト LINE相談とは



LINEで相談する

まずはLINEでお友だち追加してください。



- ◇ 悩みや生きづらさを抱える
10代、20代の女性の相談窓口
- ◇ 費用は無料
- ◇ 相談内容を無断で親や学校に
伝えることはない
- ◇ 必要に応じて専門機関を紹介
緊急性が高い場合は弁護士等が対応

「わたしたちはあなたの味方です」

コロナ下での支援者の言葉から

- もともと崖のそばに立っていた子たちが、さらに崖っぷちに追いやられている。さすがにこのままでは落ちると思って相談してくれた(若草プロジェクト相談員)
- 食べ物を送ると、ものすごく感謝された。お礼の電話がかかって来て、しばらく話しているうちに、「実は…」と相談をしてくれた(アフターケア事業所所長)

ほしかった支援

(若草プロジェクト支援マニュアルより)

- もっと早く支援があつたら
- 検索しても適切な情報がない
- 「怒らないで聞くとよ」と窓口に明示してほしい
- 繁華街でキャッチやナンパの人に話しかけてもらえるのがうれしかった
- 大学でも、部活でも性暴力に遭う
- リベンジポルノ被害にも遭う
- 自分が悪いと思いこまされていた
- 一緒に考えてくれる人がいたら
- 家と学校、会社以外の居場所が必要

相談してくるのはどんな人、どんな時？

- もやっとした感情の整理をつけたい
- アドバイスが欲しい
- 自分の考えを否定せずに聞いて欲しい
- 寂しい
- 公的機関の大人を信用していない
- 見知らぬ誰かに自分の悩みや思いを打ち明けたい
- いい意味で「普通の女の子」
- 自分の現状に疑問や不満を持つことができ、
言いづらいことを打ち明け協力を求める力を持っている人

まちなか保健室とは？

- 2020年7月に、秋葉原でオープン
- 悩みがあったり、居場所がないという気持ちを抱えた子が、気軽に立ち寄れる、まちの中の『保健室』
- アロママッサージや、心理相談、法律相談、からだの相談、キャリアカウンセリング、アサーショントレーニング、音楽教室、英語教室、ものづくり、洋裁なども行っている。



孤独・孤立対策でも

○社会的サポート（行政機関やNPO等からの支援）

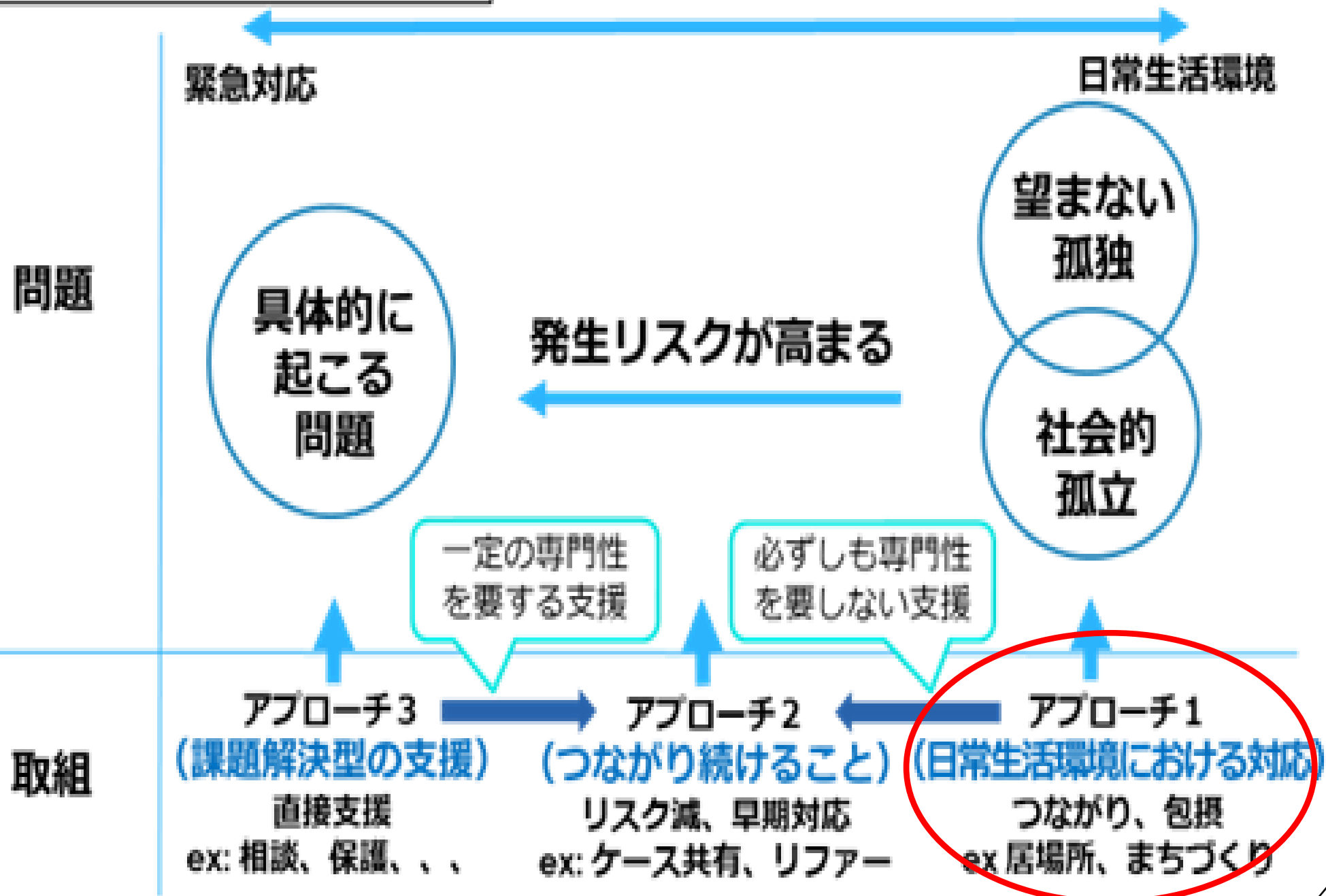
- 孤独を感じる頻度が高くなるほど、「支援が必要であるが、我慢できる程度であるため」、「支援の受け方がわからないため」、「支援を受けるための手続が面倒であるため」などの理由を選択する人の割合が高い



【図21】孤独感別支援を受けていない人の理由【複数回答】 (%)

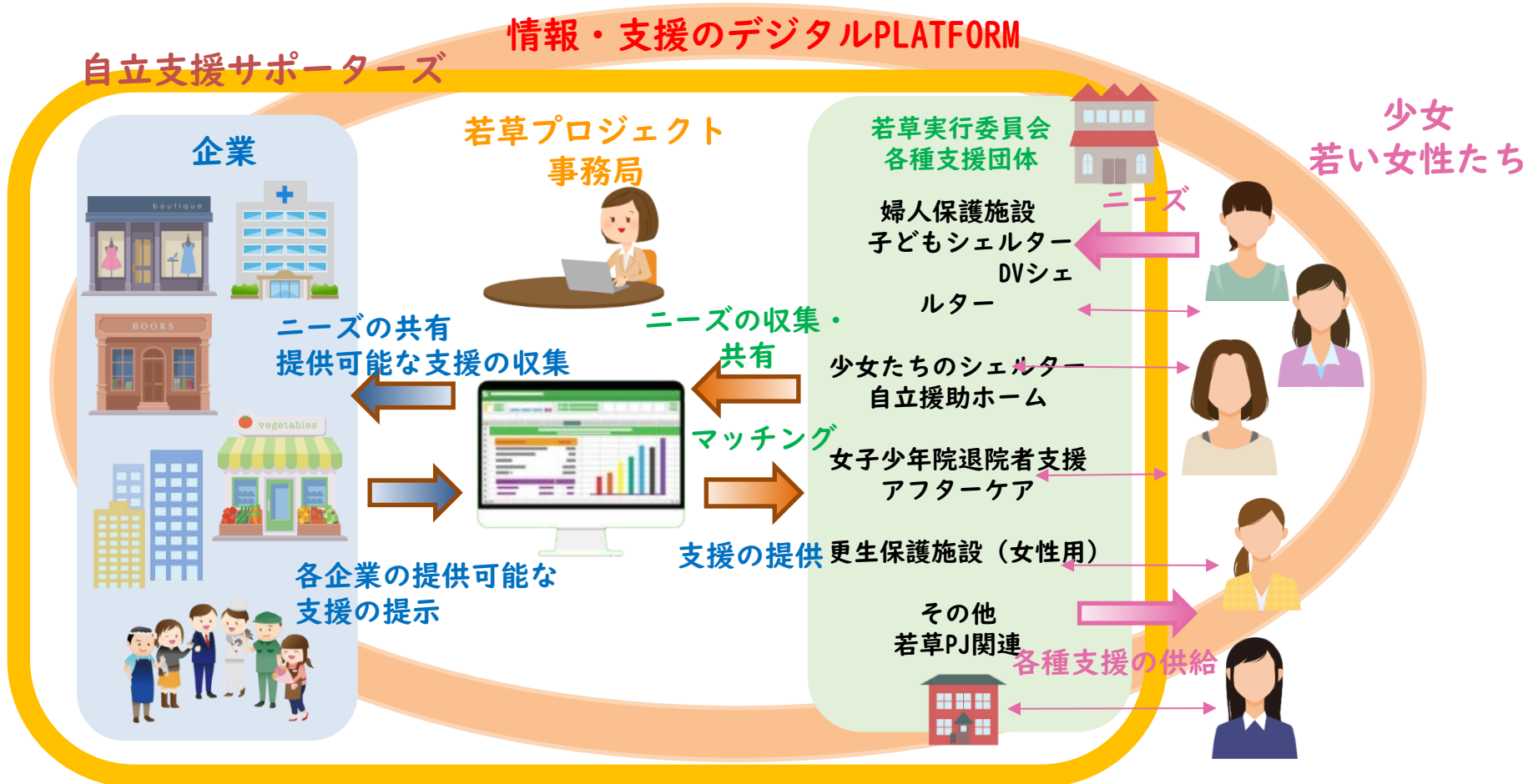
	n	支援が必要ではないため	支援が必要だが、我慢できる程度であるため	支援の受け方がわからないため	支援を受けるための手続が面倒であるため	支援を受けると感じるため	支援を受けると感じるため	支援を受けると感じるため	その他	無回答
全 体	10,581	85.0	6.8	7.2	2.9	1.2	0.7	0.5	2.5	1.8
しばしばある・常にある	451	60.5	13.7	23.3	9.1	4.2	4.2	2.7	8.2	1.3
時々ある	1,478	74.4	12.4	12.4	5.0	2.8	1.4	1.4	3.5	2.4
たまにある	1,812	82.2	8.9	9.4	4.1	1.8	1.2	0.3	3.0	1.5
ほとんどない	4,201	89.2	5.0	4.5	1.8	0.5	0.3	0.3	1.9	1.6
決してない	2,572	91.3	3.7	4.0	1.6	0.3	0.2	0.2	1.6	1.9

「孤独・孤立」問題とアプローチ



企業も大きな応援団

気持ちをつなぐプラットフォーム「TsunAが〜る」



企業と支援の現場を結ぶ活動

・連携している施設

(全国にある施設数)

婦人保護施設	家庭環境の破綻、生活困窮で困難を抱える女性を保護	48
子どもシェルター	10代後半の子供達の自立の ための一時避難	21
全国女性シェルターネット	DV被害者支援	67
自立援助ホーム	家庭にいられない10代後半の子供達の支援	129
アフターケア	児童養護施設や里親を巣立った子どもたちの相談	10
女子少年院退院	保護者のいない退院者支援	9
BONDプロジェクト、Cello 若草ハウス	10-20代の女性の相談&シェルター保護	3
女子更生保護施設	刑務所・少年院を出て家族の援助のない人の社会復帰支援	15
若草PJ連携施設	若草PJと独自につながっている女性支援施設	26
その他	地域の男女参画センター他	4

・連携している企業

包括協定 ファーストリテイリング・日本生命保険

資金協力：日本産業パートナーズ

調査協力：ロート製薬

支援提供：大王製紙・ハウス食品グループ・タキヒヨー（株）・石井造園

(2021年3月現在)

困難に遭遇して気づいたこと

人はだれでも一夜にして「支えられる存在」になる

必要なものは何か

私を支えてくれたのは

- プロの支援
- インフォーマルな支援（家族、友人、同僚等々）
- 「誰かのために」
 - もう大丈夫:「娘のために」
 - 郡山でのできごと
- 世間も案外大事

必要なものは何か

「安心できる居場所」

「味方」

「誇り」

大熊由紀子「誇り・味方・居場所 私の社会保障論」より

必要なものは何か

「居場所」と「出番」

今は、まだ・・・

日本のすべての公的福祉はJKビジネス
のスカウトのお兄さんに負けている

（仁藤夢乃さん）

田島良昭さんのこと

- 知的障害者の人たちにとっては、自分にいちばんやさしくしてくれる人がやくざのお兄さんということはよくあるんだ。だから男の子はやくざの「使い走り」をし、女の子は、風俗で稼いで貢ぐ。

私たちに何ができるか

「生き心地の良い町」とは

- いろんな人がいる、色々な人がいた方がいい
- 人物本位を貫く
- どうせ、自分なんてと考えない
- 病は市に出せ
- 関心は持つが監視はしない
- 人間の性や業を知る

「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」岡 檀

明石市から学ぶ自治体しできること

捕まってくれてありがとう！

刑務所に会いに行く(居留守をつかわれない)

「あたりまえ」の仕事をする

- 必要な人に対して、必要な行政サービスを
- 過去に罪に問われた経験があっても、排除しない
- 必要な支援等を早期に、総合的に、途切れることなく

国際社会はどう考えているか

G20雇用労働大臣会合のテーマ

- 2014年(豪州):包摂的成長
- 2015年(トルコ):包摂的成長
大きすぎる格差は成長の足を引っ張る
- 2016年(中国):包摂的成長
イノベーション
- 2017年(ドイツ):包摂的成長 誰も取り残さない
- 2018年(アルゼンチン):包摂的で公正かつ持続可能な仕事の未来
- 2019年(日本):人間中心の仕事の未来の創出

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





誰一人取り残さない

～No one will be left behind～

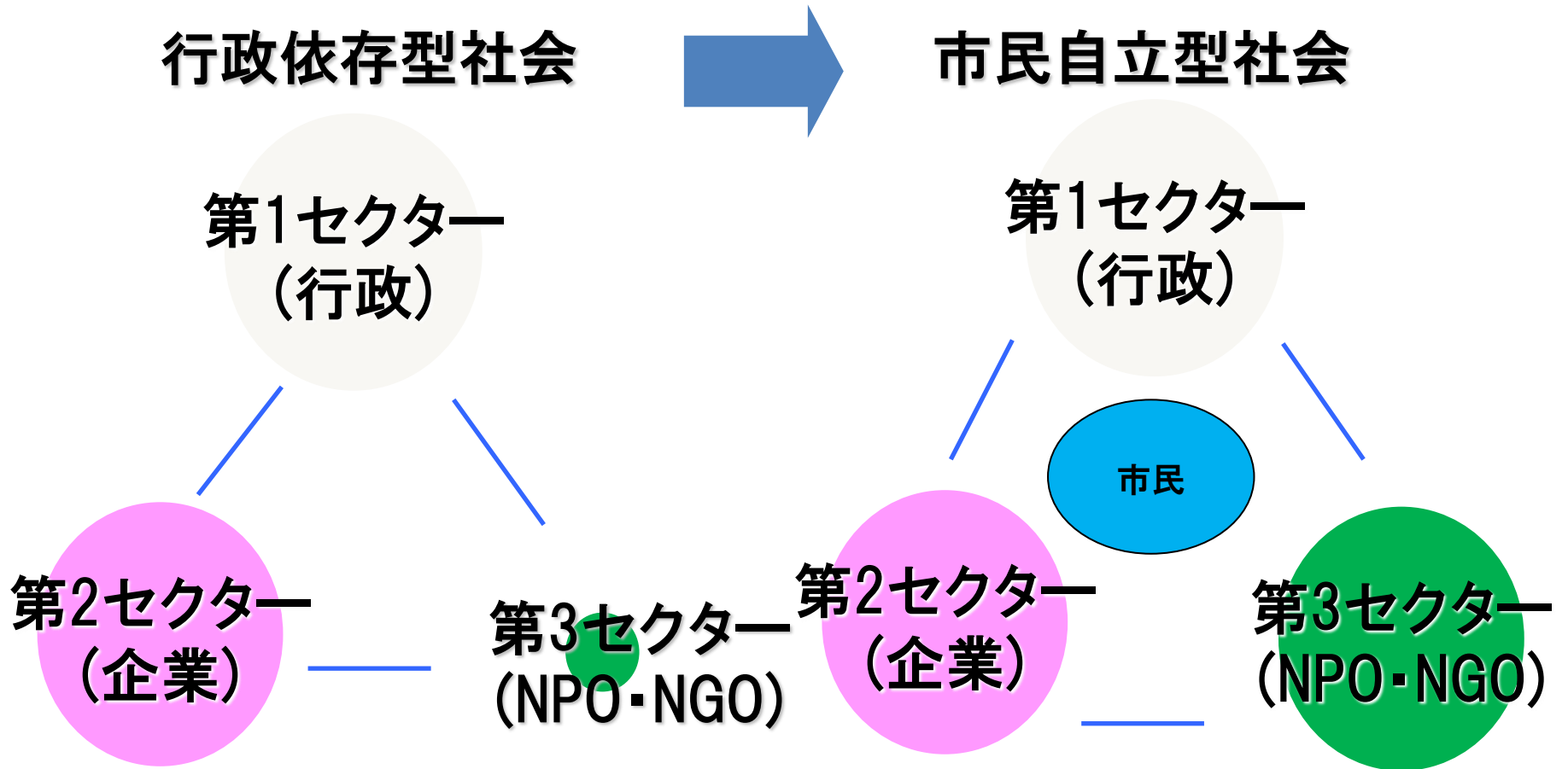
鎖の強さは何で決まる？



目標17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する



社会システムの変化



私の反省

公務員として何をするか

みんなは何をするか